

令和元年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社フロンティア
(コード番号 4250 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役 山田 紀之
問 合 せ 先 経営企画室長 柳野 敦
T E L 092-791-8688
U R L <http://all-frontier.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、同法の規定に基づき監査役会を会社の機関として設置するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u>
第5条～第27条 (条文省略) 第5章 監査役	第5条～第27条 (現行どおり) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u>
第28条～第30条 (条文省略)	第28条～第30条 (現行どおり)

(新 設)	<u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第 <u>31</u> 条～第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 令和元年 11 月 25 日

定款変更の効力発生日 令和元年 11 月 25 日

以上